

第7回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年12月20日（木）14：35～15：35

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第7回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 検討会に招致の有識者

資料2 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）

資料3 緊急事態発生時の議員心得（案）

資料4 三重県議会大規模地震対応マニュアル

中嶋座長：只今から、第7回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。本日の検討会は、まず、鍵屋先生の方から意見をお聞かせいただき、また、それに対します質疑、意見交換をさせていただきたいと思っております。その後、暫時休憩の後に、検討会の委員間で討議をさせていただいて、本日の議論をまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。鍵屋先生におかれましては、本当に講演の後でお疲れのところありがとうございます。是非とも引き続きのレクチャーをよろしく願いしたいと思っております。では、鍵屋先生よろしく願いいたします。

鍵屋教授：ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、ちょっと話をしていきたいと思っております。指針、それから心得、それから大規模地震対応マニュアル、全てレベルの高いものでありまして、もうこれではほぼ言うことない。ほぼ実際にはそういうことです。ただ、皆様方、南海トラフ地震が来るところなので、そうすると大災害対応のマニュアルが必要なんだと。もうちょっとレベルを上げ。今のところは、これは中小の災害ではバッチリだと思います。これを大災害に変える時にどういうふうを考えねばいけないかというのをお話をしたいと思っております。

まず、大災害対応のマニュアルを作るミッションは何か、これを明らかにしたいと思っております。県民の財産は諦めて、県民の生命を守る。命を守るということですが、県議会だけではできないので、県、それから市町村、それから国、その他と力を合わせて県民の命を守るんだ

ということに、もしかしたら皆様方もちょっと違うかもしれないですけど、まあまあ、そんなに違わないのではないのかなと、こういうふうに思いました。そのために何が必要なのか、やっぱり市町村との関係ですね。この関係、重要なステークホルダーがいくつかあります。県とどうするのか、それから市町村とどうするのか、国、その他とどういうふうに向き合うのかということではすごく大事で、これについて丸投げして、その場の代表者会議に全部丸投げしていると、代表者は苦しいですから。あらかじめ考えておく必要があるのではないかなと思います。県の場合は先ほど議員勉強会で話しました。あんまり議会で拘束しない方がいいと思います。応急対策期は大災害ですから、これはもう執行機関はあんまり拘束しないようにして、応急対策期はサイレントタイムでいけばいいのではないかなと思います。市町村との関係はどうするか、これはなかなかやっかいです。いろいろあります。地域性もありますし、皆さん方の議員さんと市町村との近さみたいなものも、いろいろあると思いますけれども、やっぱり方向性を決めておかないと県議会としてあそこでは動いた、こっちではこうだった。やっぱり市町村を応援しないといけないという立場でどう応援するかという支援方法ですね。ここは支援なんですね。支援方法をやっぱり考えないといけないのではないかな。この支援の方向性というか、方針というか。支援の方針は私は大事だと思います。県議会としてどう市町村、あるいは市町村議会を支援するのか。それから国その他には逆に要望ですね、どちらかということ。要望。いかに上手に伝えていくのか。皆様方のこの三重県議会の指針を読ませていただきましたら、目的のところ、二つ目の でよろしいですか、指針についてですが。

中嶋座長：資料2ですね、本日の。

鍵屋教授：この指針のところの二つ目の で、議会基本条例第7条の2に基づき、「県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていく」と書いているんですが、私はこの「県政の監視・評価」というのはちょっと踏み込み過ぎかなと思います。もしやるのであれば、危機時は応急対策期と復旧・復興期に分けて、復旧復興時にこの監視・評価、あるいは提案というものが必要なのではないかな。応急対策時は、県と本当に心をひとつにして、県民の命を守っていくという方向性がいいのではないかなというふうに思います。国への要望というのはそのとおりですね。「市町村の支

援」というのも入れたらどうかと思います。ミッションのところによっぱり「関係者と一緒になって県民の命を守ることに全力を上げる」、みんながそう思っていると、こういうふうに書いておくことが大事。

それから、いつやるかという。これはさっき話しましたがけれども、応急対策期ですね。今のマニュアルでは5日後の代表者会議で決めるとあるんですけど、中小ではいいんですよ。大災害時にやっぱり丸投げされてというのはちょっと厳しいかな。やっぱり方向性があるといいのかなと思って、その方向性は何度も言っているけれども、応急対策期のサイレントタイムですね。議会ですよ、議員じゃなくて、議会はサイレントタイムを置かなくていいのかなと思いました。それから5日後ってビシッと決めているのは、中小はいいんですが、大災害は本当に紀宝町から来られるのかなとかね。やっぱりかなり厳しいものがありますよね。「めどに」くらいなんでしょうね。「自動」というよりも。この辺は言葉をどうするか。ただ5日間動かないというのはとてもいいです。それはもう議員さんもこっちのこと気にしないで、5日間は地元のことをちゃんとやればいいのかということなので、そういうふうにはやらない、ネガティブリストと言うんですけど、やらないリストがあるというのはすごくいいことだと思いますので、5日間休みというのはものすごくいい。これはグッドだと思います。

あと、復興が重要なので、大災害対応のマニュアルでそれは応急対応だけだということではなくて、やっぱり復興を見据えてないと、必ず南海トラフ地震が来るんだったら、必ず復興は来ますよね。そうするとやっぱり復興期の対応についても、少し復興期はこういうふうにして頑張るって、まさに今、この指針に書いてある「県の意思決定や、県政の監視・評価、国等に対する意見表明等の役割を」というのはまさに復興期の仕事かなというふうが一番思いますので、これはそういうふうにはやられてはいいのではないかなという気がしました。事前復興計画を作ることが大切で、できるだけ被害を受けた後こういう街づくりをすると、市町村ともやりながら、県としてもこういう街づくりしていきましょう、それが平常時の一番大事な仕事だと思います。

それから、議会として何を、応急と復興ってはっきりと分かれるわけじゃなくて、ずっと応急はやり続けながら復興も入っていくわけですね。そうすると議会が多分3ヶ月とか、半年後に開かれますよね。その時に何を主にするか。私見していると、特に県の場合ですね、8割

は批判なんですよ。応急対策がうまくできなかつたとか、行政に対する批判がすごく多いです。1割はとんでも提案ですね。国から持ってきてこの町全部やれとかちょっと無理なもの。1割は創造的提案なんですね。非常に行政もなかなかそこまではできないと思ったけど、重要ですね、みたいなのがあってという、だいたいこんな感じなので、多分審議で批判は無意味です。実際に我々も職員でしたからよくわかります。批判されたらごめんなさいと言うだけですもんね。ここは、やっぱり議会改革の雄、三重県議会としては提案だろうと思いますね。とんでも提案でもいいんですよ。とんでも提案でもやっぱり提案されることによって、こうやって、それは無理、だめなんだなということが、こういう理由でだめなんだなというのがはっきりわかったり。とんでも提案なんだけど、あれ、考えてみれば、それちょっとひねればこうなるなとか、やっぱりあるので、県職員は議員の提案に何とか応えようとするんですよ、提案があれば。そうすると先生、そのままじゃなくて、こういうふうに変えてもらえれば我々できるかもしれない。やりたかったけど、今まで予算の壁とかいろいろあってできなかったんだけど、先生がこうやって言ってくれているんだったら、こうすればいいかもしれないってあります、間違いなく。たっぷりあります、それも災害後は。だからその提案をやっぱり中心に進めていってはどうか、マニュアルの中でどう書けるかわかりませんが。審議の方向性として、今まで行政批判は最後です。検証の報告書とかやるときに、議会としてどういうふうなことが検証しなければいけないかって、最後ではやっていいんですけど、応急期はむしろ、応急・復興が混じっているような時期ですね。そういう時期は提案をされたらいいのではないかなというふうに思います。形式的にやらなければいけないのは、淡々ともう、パンパンパンパンと、あんまり言わないで日切れ法案みたいにささっとですね。

主に方向性としてはそんなところでした。重要だと思ったのが、県、市町村、国との関係についての規定をしておいては如何かということと、それからサイレントタイムを設けたり、5日間動かないというのはすごくいいので、あと、復興期にしっかり議論をするみたいなことと、それから審議では提案を重視していくというようなことで書かれたらいいのではないかなというふうに思います。

それから、三重県議会指針では震度5弱以上の地震が発生した時という、震度5弱で動きますかね。震度5弱で警戒というのは、ちょ

っとした被害が出る可能性があるということですね。その程度かなと思いましたが。ただこれ地域防災計画で書いてあるんですね、多分、震度5弱になったらやるって。

中嶋座長：そうです。

鍵屋教授：議会の役割・機能というところで「県民の生命・財産を守る」について、財産はいいんじゃないですか。津波災害は財産は諦めない。財産を守るために家に残って命を失うこともあるんですね。やっぱり県民の生命を守る。全然レベルが違うんですよ、財産は。

「通年議会による機動的な議会運営」というのはそのとおりであり、「議事・議決機関としての責務を果たす」と書いてあるんですけど、ちょっと責務がどっちかという動かないということで責務を果たすこともあるので、その辺、これでもいいのかもしれないけれども、「迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営を務める」と、これはまさにそのとおりだと思います。

その次の なんですが、「県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討する」について、そうですね、ちょっと微妙ですね。ここはちょっと、「必要な対応を検討する」は取ってもいいのかなと思いましたがね。「執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要請活動を行う」というふうに、やっぱり実際にやるのは執行部なので、いろいろ案を作るのは議会も作れるんですけども、やっぱり時間がないので、執行部に全力でやってくれと。我々は支えるというのがいいのではないかなと思いますね。窓口を一本化するというのは、その次の はまさにそのとおりです。「議員及び事務局職員オブザーバー参加を要請する」って、私はこれちょっと弱気かなと思いましたが。「オブザーバー参加を要請する」って、「オブザーバー参加する」でいいんじゃないですか。特に議会事務局長は災害対策本部のメンバーにやっぱりなっていないんですね。

中嶋座長：なっていないです。

鍵屋教授：議会と執行機関を厳密に分けすぎると協力体制できにくいので、私は局長はメンバーに入れた方がいいと思います。それで橋渡しをする。議長さんも常にここにいるわけですから、議長さんはここで、局長さんの伝言ゲームという形で入っていった方がいいと思うんです。オブザーバー参加で概ねやりますから。知事は必ず聞きます。議長どうでしょうかって。その時に議会としてはこうと、ちょっと意見をその場で言えることもありますので、災害時は実力のある人は密にいた方が

いいと思います。この辺は私の考えです。皆様方はそれをどう思われているか。仕事のし易さからいうと、これで議長のオッケーをとったというのはすごく執行機関としては気が楽になる。

それから、その次ですね、ここが市町との関係なんですよ。三重県は村はないんですよ。

中嶋座長：はい。

鍵屋教授：「市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県執行部に対する要請を行うなど、市町の災害対応」、そうですね、さっき言ったように議長に一元化してということですよ。県だけじゃなくて、国とかも入れた方がいいかもしれないですね。「国や県執行部に対する要請を行うなど」というように、実際には国が大きいんですよ。「必要に応じ」というと、県執行部だけではなくて、「国、県、その他の関係機関に対する要請を行うなど」というように、ライフラインもあるでしょうし、広域団体もあるでしょうから、国、県、その他関係機関に対する要請を行うなどというのがいいのでは。その次があるんですよ。これは県に対してだけなんですよ。だからここは必要に応じというのは遠慮して書いたんですよ、遠慮されていたんですよ、言葉としてね。すみません、その次が国会及び関係行政庁ですよ、失礼いたしました。

あと、これについては特にほかにはありませんでしたが、マニュアルの方でちょっと気が付いたことを申し上げたいなと思います。これは最初の大規模地震に対する申し合わせは、東海地震は南海トラフ地震に関する情報に変わりましたので、これは実務的に見直しますよね。

中嶋座長：はい。

鍵屋教授：基本的な対応というのがあるんですよ。3ページの正副議長、「執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。」とあるんですが、これはどうですかね。これもひな形があるといいかなと思ったんですけどね。いろんな形で挙げられるより、議員さんも書きやすいと思うので、ここのちょうど、一番最後の、これが執行部から皆様方にという様式ですよ。

西塔調整監：議員から議長です。

鍵屋教授：議員から議長、ごめんなさい、じゃあ私勘違いしてました。まさにこれがあっていいと思います。それからその他の議員で、「緊急を要する場合を除き」というのですが、例示があった方がいいかなと思

います。例えば「土砂崩れ」だとか、「人命に関する等の緊急を」って、例示を入れないとどれが緊急かってちょっとわからない可能性があります。まさに人命に関する、すぐに人命に関するような、緊急を要する場合というふうに書いた方がいいのではないかと思います。俺にとっては緊急だという人もいるかもしれませんのでね。

それから4ページで、災害用伝言ダイヤルというのがありますが、災害用伝言ダイヤルというのは本当は家族の安否確認に使うので、微妙ですね。県議会でこれオッケー取ったの、NTTに。完全な禁止ではないんです。だけど、基本的には家族の安否確認に使う。

中嶋座長：そうなんですか。

鍵屋教授：だから企業等が使うと回線が800万しかないんで、まあ南海トラフ地震だとどうせ使えないと思うんですけど。書いていいかはちょっと微妙だなと思いました。一番いいのは大阪でも通じたくらいですから、ラインとかメッセージとか、ラインをですね、議員本人がもし使えなくてもお子さんとか家族が使えると思うので、そういう形ですぐに。ラインのいいところは記録が全部残りますから、前にこういう連絡したとか、資料も添付できますので、一番間違いないんですよ。FAXだとなくなってしまうんですね、紙とか。いつ来たかもわからないし、すぐ見ようと思っても見れないですけど、ラインだと全部残っているんですね、記録が。やりとりも全部記録されますので、私はラインはものすごくお勧めだと思います。まあちょっとあんまりIT使わないっていう先生方には家族とか、最小限のだけ、最小限だけは何とか連絡できるようにしたい。下関市議会かな、やっぱり有効なのでとって、ついに俺も使ったよとかって副議長さん言っていました。80歳くらいだったかな。それで何かいろんな人からラインの連絡来るんだよなって、「あっそれだめです」、「近くの人全部友達にしています」とっていろんなことがあるので、そんなことはあるんですけど。多分大災害だとFAXは通じなくなると思うので。ですからそういう意味では中小災害ではいいと思いますよって言ったのはそういう意味でもあります。5ページ目も全議員にFAXでって、ラインとかそういうものも入れておいた方がいいんじゃないかなと思いました。

議員からの情報の のところで、「必要に応じて議員、執行部（災害対策本部）、その他関係機関へ伝達する。」というのは、もっと踏み込んでもいいんじゃないかなと思いますよね。やっぱり基本的には取りまとめをして、板橋区議会では、取りまとめして優先順位を付けてや

るというのですけど、多分県だと非常に幅広いので、優先順位付けづらい部分もあるだろうと思うんです。定期的にちゃんと届ける、やっぱり情報を届けるというのが議会の役割として重要だってことでよろしいんじゃないでしょうか。緊急時はすぐに通知ですね。

次が6ページ、本会議開催中のマニュアルですが、延会後の、「延会を宣告する」とあるんですけど、本当に宣告できる状態なのかどうかもありますよね。でも一応こうしておいて後で延会したことにするというのはあるかもしれませんが、「その他の議員は速やかに退庁し、自宅等で待機する」、これはちょっと疑問かなと思いますね。大災害になると、まず残っていた方がいいと思いますね。いくつかの自治体は帰る途中の議員が津波に巻き込まれたとか。渋滞も。議員の車がいてまたさらに渋滞がすごくなるということもあるので、まず、情報収集して、安全に帰れるということを確認してから退庁するという方針がいいと思います。その次も「外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する」とあるんですけども、「情報収集して安全なところで待機をする」というのがいいと思います。その次の予知情報、これは後で整理されると思いますが、その他の議員で「できる限り速やかに退庁する」というのも、今のように「情報収集して安全を確保してから、安全を確保されてから退庁する」と。そんなところですかね。そのほかにも「速やかに退庁する」というのは全てそういうふうに考えてください。8ページのその他の議員でも「速やかに退庁する」というのがあります。全部これは「安全を確認してから退庁する」と。

気になったんですけど、さっきの全員協議会室にも立派なシャンデリアがあったんですけど、あれはやっぱり県庁とかの非構造部材とか全部まとめて検討されて、本当に落ちてきますから。板橋区役所は東日本大震災で震度5弱だったんですけど、区長室のシャンデリア全部バチャーンって上に上がってグシャッって落ちました。だからやっぱり気をつけないといけませんね。杉並区議会は議長席に天井が落ちてきました。議長いなかったからよかったんですけど。だからやっぱり非構造部材の点検というのはすごく大事なので、あのシャンデリアは大変高価そうなんですけども、三重県ではない方がよかったですね。やっぱりヨーロッパの真似をするから、ヨーロッパは地震がないんですよ。だから立派なシャンデリア吊してても大丈夫ですけど、日本は地震国なので。以上、私からはだいたい30分ほど話をさせていただきましたので、ご参考にさせていただければ幸いです。ありがとうございます

ざいました。

中嶋座長：どうもありがとうございました。

鍵屋教授：質疑応答あれば。

中嶋座長：ありがとうございます。そうしましたら限られた時間でございますので、委員の皆様から勉強会でのレクチャーの内容も含めて、ご質疑等お願いしたいと思います。如何でしょうか。

岡野委員：勉強会の時に視察をどんどん受け入れるというふうなことをお話くださったんですけども、それは別にこのマニュアルとかそんなところには書かなくてもいいんですかね。

鍵屋教授：私は書いた方がいいと思いますね。書かなければわからないので。ただ皆様方のご議論、結論の結果でございますので、やるのであればぜひ書かれた方がいいと思います。視察対応もね。特に議員、他国会議員、それから他県、他都市の議員の視察対応については、積極的に受け入れるとか、そういう形になるんでしょうね、文言としては。

岡野委員：その場合、私は政党に属していますから、そういったところとの連絡を取って、来るとバツとするようになると思うんですけど、その場合、議長を通してとか、一本化の方がいいのでしょうか。

鍵屋教授：それは時と場合によると思います。向こうが例えば自由民主党何とかがって来る時は、自民党の議員さんでやってもらえますか、とかあるかと思いますが、個人的に自分の知り合いの議員が一人、二人来たいというのは、それはいいじゃないですか。それはいわゆる議会の活動ではないので、議員として支援活動、県や市町村の支援活動をするということ、その位置づけであればいいのではないかと思います。だから何とか委員会、例えば青森県議会が来るとかいったら、これはちゃんと議会として対応する必要があるのかなとは思いますが。

中嶋座長：岡野委員よろしいですか。

岡野委員：はい。ありがとうございました。

中村委員：発災後、今の規定でいきますと、5日ということになっておって、それまでにここでいろいろ議論をしておったんですね。実際に起こった東日本大震災の時は、3日後とか、2日後とか、寄れる場合やったら寄った方がいいやないかという意見もあって、どうするかという議論を実はしておったんですね。先ほど先生のお話ではサイレント期間を設ける、そしてその中でなるべく情報をそれぞれの議員が掴んだうえで「5日前後をめぐりに」という表現をされたんですけども、なかなか連絡等々もない中で、とりあえず各会派といたしますか、代表者会議

のメンバーで5日後には必ず寄りましょうという決めはしてあるんですが、そういった意味で5日後って決めてあるんですけれども、その辺の5日以内に寄らないといけない必要性というか、そういったものはどんなものでしょうかね。やっぱりサイレント期間ってすごく大事だと今日教えていただいたんですが。

鍵屋教授：私は5日間動かないというのは非常に懸命な大人の判断だというふうに思ったんですね。3日に詰めるという議論もあるようでございませぬけれども、議会として集まってしまうと何かしようということになってしまふんですね。何かしようとした時に、執行機関に全く負担をかけずに何かしようというふうには多分いかないだろうなと思います。東松島市の事例を見ると、議員が執行機関の席へ行っ、管理職等から聞き取りをしながら情報を収集したというようなことがございますので、難しいところ、ケースバイケースなのかもしれませんが、大災害を想定すると、やはり5日間サイレントタイムにされて、それから代表者がお集まりになって、災害の状況を踏まえてということだと思います。ただ、中小の災害でも、じゃあ5日間空ける必要はあるのかということはあるので、中小の災害であれば早く議長さんが招集すればよろしいのではないかなというふうに思いますけれども。

中村委員：ケースバイケースということですよ。

鍵屋教授：ただ、5日というめどがちゃんと書いてあることによって、皆さん安心して議事を気にせずに議員さんも、まず4日間は一生懸命、地域とか情報収集とか。収集した情報はすぐに議長、副議長にあげればいいわけですから、そういった意味では情報が滞るということはないのかなと思いますし、また、近くですと実際に来られてもいいわけですね、議会に。個々に来られて、顔合わせて話をしてもいいんだろうとは思いますが。

中村委員：5日という原則をきちっと決めておいて、あとは、その時の災害の状況によって議長の判断によるみたいなものですか。

鍵屋教授：そうですね。それがいいところかなと思います。

中嶋座長：ちなみに今我々が検討している指針では、災害発災後72時間は地域でまず活動をして、その後の午後1時に代表者会議というか、いわゆる今後の議会としての方針を決めるような代表者の会議を招集しようという規定になっておるんですけれども、その部分についても同様の今のご意見と承らせていただいてもいいわけですね。

鍵屋教授：私は5日がいいのかなと思います。大災害の場合はですね。72時

間はもちろん救命活動に全力を上げるということなんですけど、執行機関側とすると、まだそこでは終わっていない。多分まだご遺体がたくさん残っているとかいう段階では全然終わっていないものですから。大災害となるとやっぱり議員が来られるとなると負担が重いかと思います。議会が動くとなるとね。代表者会議というと議会が動くということですよ。そうなるとうやっぱり重いかと思いますね。

中森委員：今日はどうもありがとうございます。議会の方でも議員各自が心得であったり、そのマニュアルについても、こういうちっちゃな物に整理しながらポケットに入れているとか、常時持っているような体制にしたいと思っているんです。当然必要なマニュアルはここに記載するんですけども、その裏には、発生時の議員心得というのを準備した方がいいのではないかとということで、予めこういう案を作って、これがどうかと思いますながら、先生のご意見があれば、これについてもちょっとご意見いただければありがたいなと思うんですけど。

鍵屋教授：非常に優れたものだと思います。私は申し分ない心得案だと思います。非常に優れているなと思います。

中森委員：よかったです。ありがとうございます。

中嶋座長：ありがとうございます。ほか如何でしょうか。

野村委員：連絡方法をラインというふうにおっしゃったんですけども、それは、どういう使い方をするというか、事務局がラインを持っていて、そこへみんなが入る方法というふうな形にするのか。グループになってしまうといっぱい入ってくると思うんですけども、いっぱい入ってくると、みんながどんどんどん入ってしまうので、僕はあんまり詳しくはないんですけども、一対一でやる方がいいんですかね。団体の方でやる方がいいのか。ラインの使い方なんですけど、もしラインで使って効果があるというふうな検証があれば教えて欲しいんですけども。

鍵屋教授：私どもがまず被災地に行って最初にするのは、避難所と、避難所関係の職員との間でラインのグループを作ることです。そこで、今おっしゃったように、確かにやり取り多いんですけども、必要なもの以外は発信しないようにして、明日お弁当何時に食べに行くとか、そんなのはやめて、災害時ですから、重要なことのみをやるようにして、情報量をあまり多くしないように、それぞれ心がけるということです。50人程度ですと十分でございます。大丈夫です。

野村委員：僕は50人にもなってくるんだったら、例えば50人がそれぞれ入ってくると、どんどんどん溜まってしまうのではないかとこのふ

うな。見るのに何かすごく、1日で50あって、その中で複数来るといふふうに想像したんですけども、けっこう多いんじゃないかなといふふうに想像したものですから、やっぱり必要なものだけを書き込むようにすれば、そんなに50人ぐらいのグループなら苦にならずに、ということですか。

鍵屋教授：はい、そうですね。

野村委員：わかりました。ありがとうございます。

田中委員：ライン関連なんですけど、やはり災害が起こるとすると、写真撮って送るといふ方もおみえになってくると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

鍵屋教授：私は大変有効だろうと思いますので、それはもしかしたらグループラインではなくて、事務局宛の、事務局に直接送るラインのルートがあって、その個人のラインのアドレスからそっちへ送るといふものもあるのかなとは思いますが、このグループラインのメンバー全議員が入っているもの、それから自分の会派の議員が入っているもの、それから自分個人のものがあって、自分の個人の写真を撮ったのを、それをどこに入れるべきかといふのはその場の判断だろうかなと思いますけれども、直接災害対策本部へ届けたければ、事務局にポンと送るといふのでいいのかなと思います。

田中委員：わかりました。ラインも一つじゃなくて、いろいろパターンを作ってやった方がいいということですね。

鍵屋教授：そうですね。

中村委員：災害対策本部と議員との関係といふのは非常に大事なんですけど、あんまり邪魔したらいかんといふのは、我々もそうやって最初からそういう議論をしているんですけども、その中でやはり議会の局長の役割といふのは、先生のお話を聞かせてもらってけっこう大きいんやなということも思ったんです。現行では、事務局総務課の職員はそこへは行くけれども、局長の役割といふか、その辺をちょっと詳しく教えていただいたらといふふうに思うんですが。

鍵屋教授：議長の代理といふのは変なんですけど、要するに局長は議長がいない時とかに議長に伝えるメッセンジャーといふんですかね、メッセンジャーとして一番トップなので、それ以上の人はいませんから、議長にメッセンジャーとして伝えるために、議長の代わりにそこにいるというような役割を果たすんだろうと思います。委任を受けてといふか、連絡系のトップといふんですかね。やはり議長が実際にはオブザーバ

一で参加するんだけど、議長がいられない時は、局長がいて聞きますよと。普段は議長がわざわざ来られるということはないだろうから、中小の災害であれば、局長が入っていてお話を聞いて、それで議長にちゃんと伝えますというような位置づけになるのかなと思います。

中村委員：もう1点は、県議会の議員はこういう活動を今議論しておりますけれども、実際、市町との関係が大事だということを知らせてもらったんですけども、市町の議員がまた大変なことになっているのではないかなというふうに思います。その辺の市町の議員と県議会の繋がりというか、議員同士のそういったものも、何か繋いでいくようなことをしていく必要があるのかどうか。それは市町の議員はその自治体、地方議会の中で消化されていく、そんな形がいいのか、その辺は議論はあるんですか。

鍵屋教授：基本的には市町の議員も今県議会で話したことと私は同じだと思っています。被災地への支援、被災者への支援というのが第一だろうと思います。それから落ち着いてきたところで、議会を開いて審議をしていくと。県の議員は市町村の議員から情報をいただいて県にまとめて伝えるとかですね、市町の議員を支援したり、あるいは市町の議員の要望をまとめて県に伝えるとかですね。そういう役割を、ワンクッション入るという感じなのかなというふうに考えます。場合によっては東松島市の例では県議会議員は町に一人でしたので、常駐してオブザーバーで入っていました。それはまさにその場の関係でできるのかなとは思いますが。

岡野委員：その関係なんですけれども、ここで県のBCPをやっているんですけども、各市町とか、皆さんの出身、いろんな選出されて来ていますので、その地域でそういったことの中に県議会の役割がそこへ入ればうまく連携が取れますよね。だからなかなかそれはこれからの問題だと思いますけど、今私なんかでも、じゃあどこへ行ったらいいんやろというふうにサイレント期間の時に思うんです。位置づけられてませんので。7人おるんですけども、津市に。それで位置づけられていませんから、まず災害が起こった時に、地域の県の機関に連絡をすることがあるんですけど、「全然知りません。県庁へ聞いて下さい。」と。地域の県の機関、防災対策室はそう言っていますが、普通そういう状態なんです。ですので、そこら辺についても考えていかなあかかなと思いますけど、県議会として、津市ですから津市の中に位置づけてもらおうということやったら噛み合いますよね、ということが大事な

と思ったりするんですけど。

鍵屋教授：それは市議会も市議会のお考えがありますでしょうし、県議会としてはまず被災地、被災者支援、それから地元の市町支援という議員さんは選挙区の支援に入りたいということで今方針を決めてますよと。それについては市町でもそのことを受け止めていただいて、私たちがどこにこういうふうな形で情報を提供すればいいとか。例えば県議会議員だけが知っていた情報をやっぱりすぐに津市に伝えたいということもあるかと思うんですね。そういう情報連絡がちゃんといくようにやっていただけないだろうかという話をする必要はあるだろうと思いますね。向こうもおそらく県議会議員には言いにくいだろうと思いますので、ちょっとやっぱりその辺は県議会の方からお話をされた方がいいのかもしれないですね。

中嶋座長：ほか如何ですか。先生から事前復興計画が重要というお話があったんですけども、より詳しくご説明いただけますか。

鍵屋教授：県ですからかなり大きいものかと思えますけれども、それを災害後に初めて考えるのではなくて、あらかじめ東日本の復興計画とかそういうのを見ながら、少なくとも手順は決めておいた方がいいです。私は、県はもう発災時翌日から復興だと思えます。復興を考えられる場所はほかにないですから。翌日から何をやるかということ、事前に作っておいた復興計画をどういうふうに当てはめればいいのかということを考えながら、市町の復興計画をリードしていくというような役割があるかと思えますので、市町は自分で決められる部分と自分で決められない部分がありますよね。

中嶋座長：ありがとうございます。あとよろしいですか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：それでは、なければ本日の鍵屋先生からの意見聴き取り、意見交換を終了させていただきたい思います。先生本当にどうもありがとうございました。

全 員：ありがとうございました。

中嶋座長：着席のまま暫時休憩といたしますのでよろしく申し上げます。

(暫時休憩、鍵屋教授退出)

中嶋座長：休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思えます。先ほどの鍵屋先生のご意見を踏まえた委員間討議を行う前に、まずは前回までの

議論を踏まえた三重県議会指針（案）と心得（案）について各会派からのご意見をお伺いしたいと思います。それでは新政みえ、お願いします。

廣 委員：新政みえは特に意見もなく、これで了ということになりました。

中嶋座長：ありがとうございました。自由民主党県議団、如何でしょうか。

中森委員：基本的にこの指針でいいということですが、今後の委員に委ねるといこととなっています。

中嶋座長：日本共産党、如何でしょうか。

岡野委員：これでよろしいということでした。

中嶋座長：大志、倉本委員どうですか。

倉本委員：特にこれで大丈夫です。ありません。

中嶋座長：青峰、野村委員どうでしょうか。

野村委員：私もこれでオッケーということで。

中嶋座長：ありがとうございます。次にこの検討会に参加されていない、その他の会派の状況について事務局の方からご報告願います。

西塔調整監：その他の会派ですが、自民党、能動、鷹山、公明党、草の根運動いですが、いずれもこの指針、それから心得のとおりでかまわないということでした。加えて公明党からは災害対策会議に出席されるメンバーの方が登庁できなくなる場合も出てくるでしょうと。そういった場合の対応といえますか、対策も考えてもらえたらいいんじゃないだろうかという意見をいただきました。以上でございます。

中嶋座長：ありがとうございます。ご意見としては災害対策会議の招集メンバーないしは議長が指名した方が来られない時の規定を書きしておくべきではないかというご意見ですね。わかりました。それでは改めて本日の鍵屋先生からのご意見を踏まえた委員間討議をお願いしたいと思いますが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

中森委員：目的の中で記載されております、県政の監視・評価というところについては、こういう大規模な災害時の段階ではなかなか入れると、それが非常に重くなる恐れがあるのではないかとご指摘を受けたことについては、少し検討する必要があるのではないかなというふうに思いました。それからもう1点は、「県民の生命・財産を守ることを第一に考え」という、財産についても当然守るべきものはあるかもわかりませんが、その辺の表現については、「生命は第一」ということについては強調したほうが当然付随する財産は当然守るべきものですが、その辺についての表現を少し工夫をしたらいいかなと

先生のお話を聞いて感じましたので、少し手を加える必要があるのではないかなと思ったのと、あと復興についても今座長がご指摘いただいたように、あらかじめ事前に検討できるものは、事前にしておくような体制を作っていくことも、表現をしておくことが大事ではないかなというふうに感じましたので、皆様の賛同をいただければそうしていただければと思います。

野村委員：資料2の1ページの一番下のところで、「オブザーバー参加を要請する」というところが弱いのではないかなというようなことを言われていましたけども、この辺りのところもどうかなというように、要請という部分が弱いというようなことを言われていましたので、その辺りのところも再度検討していただければというふうに思いますが。

津村委員：ありがとうございます。鍵屋先生のご指摘、ご意見って非常に私たちもハッとさせられるような意見なり指摘なりがございましたので、今日話を受けてここで何かを全て変えていくというのも非常に難しいのかなと思いますので、できましたら今日いただいたご指摘をある程度まとめていただいて、それを照らし合わせながら反映できるものとか、できないものとか、協議させていただく方が、ちょっといろいろメモも取らせてもらったんですけど、もしかすると抜けているところもあるかなという気もしまして、そういう意味でまた正副座長さんには大変ご無理をお願いするんですが、ある程度要点だけでもおまとめいただいて、次回の方が洩れがないかなという気はいたします。

中嶋座長：ありがとうございます。正直多くの意見をいただいたので、きちんとよく整理をしなければいけないなという話も副座長ともしていたところでしたので、津村委員からご提案いただいたような形で、まずは今日のお話を受けて話の内容を整理して、現在の指針なりで足らざるところとか、マニュアルのところを変えるべきところとかについて一度、現状との比較がわかるようにして、そのうえで次回ご議論いただくということで進めさせていただくということによろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：その中に公明党のご意見も含めてということでさせていただきたいと思えます。この件についてよろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ほかに何か委員間討議としておっしゃっておきたいこととかございますでしょうか。特にございませんか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：最後に、その他として、次回の検討会についてでございます。次回の検討会は先ほどいただいたように、先生の意見と現状の指針、場合によってはそれを踏まえた正副座長案も含めて出せればと思っておりますのと共に、新たな検討課題として、災害からの迅速な復旧・復興に向けた議案審議の方法についても検討していきたいと思っております。検討にあたっては、あらかじめ議案審議の方法のタタキ台を正副座長で作らせていただいて、お示しをして議論をしたいと思っております。できれば事前にお渡しして、ご覧いただきたいと思っておりますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。そのようにさせていただきます。次に日程ですけれども、1月17日の開会日をお願いしたいと思っております。この日はポッチャ体験会とか、議会改革推進会議役員会とか経費削減のプロジェクトもありますので、次回につきましては午後を含めての想定になりそうでございますので、1月17日の午後、時間はまた後日連絡させていただきますけれども、その日程でよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：じゃあ、すみません、ご協力よろしくお願いをいたします。本日、ご協議いただく事項は以上なんですけれども、この際、ほかに何かございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ないようですので会議を終了いたします。皆さん良いお年をお迎えくださいませ。ありがとうございました。